

平成28年12月15日  
(第7回定例会)

# 美瑛町議会議案

## 議 案 目 次

議案第	1号	美瑛町ポケットスペースの設置及び管理に関する条例の制定 について	----- 1～ 6
議案第	2号	美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に ついて	----- 7～ 9
議案第	3号	美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 改正について	-----10
議案第	4号	美瑛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に 関する条例の一部改正について	-----11～12
議案第	5号	証人等の費用弁償に関する条例の一部改正について	-----13
議案第	6号	美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正に ついて	-----14
議案第	7号	美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に ついて	-----15
議案第	8号	美瑛町税条例の一部改正について	-----16～20
議案第	9号	美瑛町農業委員会委員定数条例の一部改正について	-----21
議案第	10号	美瑛町自然の村条例の一部改正について	-----22
議案第	11号	平成28年度美瑛町一般会計補正予算について	-----23～43
議案第	12号	平成28年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算について	-----44～49
議案第	13号	平成28年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算に ついて	-----50～55
議案第	14号	平成28年度美瑛町水道事業会計補正予算について	-----56～59
議案第	15号	平成28年度美瑛町立病院事業会計補正予算について	-----60～61
議案第	16号	請負契約の締結について	-----62
議案第	17号	財産の処分について	-----63
議案第	18号	農地災害復旧事業の施行について	-----64・ 65～66
議案第	19号	農地災害復旧事業の施行について	-----64・ 67～68
議案第	20号	農地災害復旧事業の施行について	-----64・ 69～70
諮問第	1号	人権擁護委員候補者の推薦について	-----71

## 議案第1号

美瑛町ポケットスペースの設置及び管理に関する条例の制定について

美瑛町ポケットスペースの設置及び管理に関する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月15日 提出

美瑛町長 浜田 哲

### 美瑛町ポケットスペースの設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、美瑛町ポケットスペース（以下「ポケットスペース」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 ポケットスペースの名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
本通りポケットスペース	美瑛町栄町1丁目2番
丸山通りポケットスペース	美瑛町栄町2丁目1番
本町ポケットスペース	美瑛町本町1丁目7番
西町ポケットスペース	美瑛町西町1丁目7番

(行為の禁止)

第3条 ポケットスペースにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第5条第1項又は第6条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) ポケットスペースの施設若しくは付属施設等を損傷し、又は汚損すること。

- (2) 樹木を伐採又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更又は土石を採取すること。
- (4) 広告宣伝をすること。
- (5) ポケットスペースの秩序を乱すおそれがあること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定した場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、町長がポケットスペース管理上特に必要と認めて禁止すること。

(利用禁止又は制限)

第4条 町長は、ポケットスペースの損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場所又はポケットスペースに関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、ポケットスペースの保全又は利用者の危険を防止するため、ポケットスペースの全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(占用の許可等)

第5条 ポケットスペースに町が設置した施設及び付属施設等以外の工作物その他の物件又は施設を設けてポケットスペースを占用しようとするときは、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可を受けようとする者又は許可を受けた事項を変更しようとする者は、美瑛町都市公園条例（昭和52年美瑛町条例第4号）第3章の規定に準じ、申請書を提出しなければならない。

3 町長は、第1項の許可をする場合において、ポケットスペースの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(行為の制限)

第6条 ポケットスペースにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、別に定める申請書を提出して町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品販売、写真又は映画の撮影その他営業行為をすること。
- (2) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。

2 町長は、前項各号に掲げる行為が公衆の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り同項の許可を与えることができる。

3 町長は、第1項の許可をする場合において、ポケットスペースの管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

(使用料)

第7条 前2条の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 町長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第9条 納入された使用料は、これを返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

(許可の取消し等)

第10条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その許可を取消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 使用の目的に反したとき。

(2) 使用許可の条件に反したとき。

(3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。

(4) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。

(5) 災害その他の事故により使用ができなくなったとき。

(6) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

(7) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用者は、その許可を受けた目的以外に使用し、又は転貸し、若しくはその権利を他に譲渡してはならない。

(原状回復)

第12条 使用者は、ポケットスペースの使用を終了し、又は第10条の規定による許可の取消し等を受けたときは、直ちに使用前の状態に復さなければ

ならない。

- 2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、町において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(取消し等による損害の責任)

- 第13条 町長は、第10条の規定による許可の取消し等によって使用者に生じた損害については、その責めを負わない。

(損害の賠償)

- 第14条 ポケットスペースに損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(施行規定)

- 第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による事前の使用の手続その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第7条関係）

1 第5条の規定に係るもの

区別		単位	金額（円）
一時的に 設ける仮 設工作物	占有面積 4平方メートル未満	1回（3日以内）に つき	700
	占有面積 4平方メートル以上 8平方メートル未満		1,100
	占有面積 8平方メートル以上 12平方メートル未満		2,200
	占有面積 12平方メートル以上 16平方メートル未満		3,000
その他の工作物、物件又は施設			町長が別に 定める額

備考

- 1 占有面積が1平方メートル未満の場合は1平方メートルとし、1平方メートル以上でこれに端数があるときはこの端数を切り捨てる。
- 2 使用期間が1月未満であるものに係る使用料の額は、金額欄に掲げる額を基礎として計算した額に100分の108を乗じて得た額（このうち100分の8に係る部分の金額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。）とする。

2 第6条の規定に係るもの

名称	使用料	
	単位	金額(円)
本通りポケットスペース	1時間当たり	310
丸山通りポケットスペース	1時間当たり	310
本町ポケットスペース	1時間当たり	220
西町ポケットスペース	1時間当たり	310

備考 使用料は、1時間当たりの使用料に使用時間に乗じて得た額とする。

ただし、使用時間に1時間未満の端数時間がある場合は、1時間として計算する。



## 議案第2号

美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月15日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年美瑛町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「その子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条第2項中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、「その子」の次に「（民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該

職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を加える。

第8条の4第4項中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改める。

第11条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を加え、「の介護をするため、」を「をいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第12条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第16条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第2条 美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条の3中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

### 議案第3号

美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正  
について

美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月15日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年美瑛町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「278,000円」を「300,000円」に、「220,000円」を「240,000円」に、「191,000円」を「210,000円」に、「181,000円」を「200,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第4号

美瑛町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

美瑛町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月15日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年美瑛町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職名		報酬
教育委員会	委員	月額 36,000円
選挙管理委員会	委員長	月額 36,000円
	委員	月額 26,000円
農業委員会	会長	月額 75,000円
	会長代理	月額 50,000円
	委員	月額 45,000円
監査委員	知識経験	月額 79,000円
	議会	月額 56,000円
固定資産評価審査委員会委員・固定資産評価補助員・社会教育委員・専門委員・条例で定める委員その他構成員		職務に従事する時間が4時間を超える場合 月額 7,000円 職務に従事する時間が4時間以下の場合 月額 4,500円

選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定める額
投票所の投票管理者・期日前 投票所の投票管理者・開票管 理者	
投票所の投票立会人・期日前 投票所の投票立会人・開票立 会人・選挙立会人	
嘱託医・その他非常勤の特別 職	町長が定める額

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第5号

証人等の費用弁償に関する条例の一部改正について

証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月15日 提出

美瑛町長 浜田 哲

証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

証人等の費用弁償に関する条例（昭和44年美瑛町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条第4項」を「第35条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

議案第 6 号

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 12 月 15 日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 37 年美瑛町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

職名	給料月額
町長	810,000円
副町長	640,000円

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。



議案第7号

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月15日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する  
条例

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和37年美瑛町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「560,000円」を「600,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 議案第8号

### 美瑛町税条例の一部改正について

美瑛町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月15日 提出

美瑛町長 浜田 哲

#### 美瑛町税条例の一部を改正する条例

美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第20条の5を附則第20条の6とし、附則第20条の4第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の5第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の5第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の5第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の5第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の5第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の4第3項」を「附則

第20条の5第3項後段」に改め、「、第34条の9第1項中「第34条第4項」とあるのは「附則第20条の4第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の5第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の5第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の5第3項前段」に改め、同条を附則第20条の5とし、附則第20条の3の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）

第20条の4 所得割の納税義務者が支払いを受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び

附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)

については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項後段の規定による町民税

の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の美瑛町税条例附則第20条の4の規定は、この条例の施行の日以後に支払いを受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の町民税について適用する。

議案第9号

美瑛町農業委員会委員定数条例の一部改正について

美瑛町農業委員会委員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月15日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町農業委員会委員定数条例の一部を改正する条例

美瑛町農業委員会委員定数条例（昭和32年美瑛町条例第16号）の一部を次のように改正する。

本則中「第7条」を「第8条第2項」に改め、「選挙による」を削り、「10人」を「15人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正前の美瑛町農業委員会委員定数条例に基づく農業委員会の選挙による委員の定数は、現委員の任期満了の日までの間は、なお従前の例による。

議案第10号

美瑛町自然の村条例の一部改正について

美瑛町自然の村条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月15日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町自然の村条例の一部を改正する条例

美瑛町自然の村条例（平成2年美瑛町条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	使用料	
	単位	金額
ケビン	1泊1棟につき	5,400円
貸テント	1泊1張につき	400円
キャンプ場（宿泊）	大人1人につき	400円
	小人1人につき	200円
キャンプ場（日帰り）	大人1人につき	300円
	小人1人につき	150円

備考

- 1 宿泊は、午後1時から翌日午前10時までとする。
- 2 日帰りは、午前9時から午後4時までとする。
- 3 小人とは、小学生以下とする。
- 4 3歳未満は、無料とする。
- 5 シーツ洗濯料を別途徴収するものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。



議案第 11 号

平成 28 年度 美瑛町一般会計補正予算（第 9 号）

平成 28 年度美瑛町の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 681,300 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,164,100 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 28 年 12 月 15 日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		4,657,344	10,029	4,667,373
	1 地方交付税	4,657,344	10,029	4,667,373
12 分担金及び負担金		5,159	343	5,502
	1 負担金	5,159	343	5,502
14 国庫支出金		1,205,866	190,986	1,396,852
	1 国庫負担金	514,616	16,770	531,386
	2 国庫補助金	670,484	174,216	844,700
15 道支出金		1,276,482	151,639	1,428,121
	1 道負担金	237,779	10,003	247,782
	2 道補助金	1,021,244	141,636	1,162,880
17 寄附金		28,969	6,910	35,879
	1 寄附金	28,969	6,910	35,879
18 繰入金		379,868	△14,200	365,668
	1 繰入金	379,868	△14,200	365,668
20 諸収入		215,128	51,593	266,721
	5 雑入	104,173	51,593	155,766
21 町債		1,841,700	284,000	2,125,700
	1 町債	1,841,700	284,000	2,125,700
歳入合計		11,482,800	681,300	12,164,100

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,764,121	31,994	1,796,115
	1 総務管理費	1,720,597	31,994	1,752,591
3 民生費		1,293,722	87,634	1,381,356
	1 社会福祉費	729,139	76,807	805,946
	2 児童福祉費	564,583	10,827	575,410
4 衛生費		1,019,553	10,840	1,030,393
	1 保健衛生費	768,320	10,840	779,160
6 農林水産業費		1,356,226	106,112	1,462,338
	1 農業費	882,594	105,073	987,667
	2 耕地費	380,057	1,039	381,096
7 商工費		456,302	4,000	460,302
	1 商工費	354,069	4,000	358,069
8 土木費		1,859,229	234,810	2,094,039
	1 土木管理費	18,018	1,000	19,018
	2 道路橋梁費	941,930	108,000	1,049,930
	4 都市計画費	743,734	120,500	864,234
	5 住宅費	145,028	5,310	150,338
9 消防費		373,934	△14,644	359,290
	1 消防費	373,934	△14,644	359,290
10 教育費		779,883	176,651	956,534
	2 小学校費	464,287	176,651	640,938
12 諸支出金		490,299	△7,597	482,702
	1 普通財産取得費	29,497	6,910	36,407
	2 公営企業費	460,802	△14,507	446,295
13 災害復旧費		545,536	51,500	597,036
	2 農林業施設災害復旧費	21,300	51,500	72,800
歳 出 合 計		11,482,800	681,300	12,164,100

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
13. 災害復旧費	1. 公共土木施設 災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	250,000
合 計			250,000

### 第 3 表 地方債補正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
補正予算債	320,100	証券借入又は証券発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
美沢17線道路整備事業	(13,800)			
美園村山線道路整備事業	(9,500)			
北瑛旭第6線道路整備事業	(17,800)			
丸山通り線道路整備事業	(69,400)			
美瑛小学校改修事業	(209,600)			

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	819,900	証券借入又は証券発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	723,800	変更前と同じ	変更前と同じ	変更前と同じ
美瑛小学校改修事業	(150,500)				(39,900)			
(ソフト分)								
児童等福祉支援事業	(20,500)				(28,700)			
(ソフト分)								
冬の生活支援事業	(0)			(6,300)				
災害復旧事業	269,100	証券借入又は証券発行	3.0%以内	"	329,100	変更前と同じ	変更前と同じ	変更前と同じ
合計	1,841,700				1,805,600			

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	
10		地方交付税	4,657,344	10,029	4,667,373	
	1	地方交付税	4,657,344	10,029	4,667,373	
		1	地方交付税	4,657,344	10,029	4,667,373
12		分担金及び負担金	5,159	343	5,502	
	1	負担金	5,159	343	5,502	
		3	農林水産業費負担金	4,985	343	5,328
14		国庫支出金	1,205,866	190,986	1,396,852	
	1	国庫負担金	514,616	16,770	531,386	
		1	民生費負担金	304,978	16,770	321,748
	2	国庫補助金	670,484	174,216	844,700	
		1	総務費補助金	19,350	△1,345	18,005
	2	民生費補助金	25,820	40,587	66,407	
	5	土木費補助金	537,014	112,550	649,564	
	6	教育費補助金	68,722	22,424	91,146	
	15		道支出金	1,276,482	151,639	1,428,121
		1	道負担金	237,779	10,003	247,782
1			民生費負担金	135,309	10,003	145,312

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	10,029	1 普通交付税	
1 耕地費負担金	343	1 基幹水利施設管理負担金 しろがね地区	
1 社会福祉費負担金	13,800	1 障害者医療費負担金	2,800
		2 障害児施設措置費負担金	11,000
2 児童福祉費負担金	2,970	1 子どものための教育・保育給付費負担金	248
		2 施設型給付費等負担金	2,722
1 総務管理費補助金	△1,345	1 地方創生推進交付金	
1 社会福祉費補助金	40,587	1 地域介護・福祉空間整備推進交付金	927
		2 臨時福祉給付金支給事業補助金（経済対策）	39,660
1 土木管理費補助金	500	1 住環境整備事業交付金	
2 道路橋梁費補助金	64,650	1 美沢17線道路改良舗装事業交付金（経済対策）	23,400
		2 北瑛旭第6線道路改良舗装事業交付金（経済対策）	29,250
		3 美園村山線道路改良舗装事業交付金（経済対策）	12,000
3 都市計画費補助金	47,400	1 丸山通り線道路改良舗装事業交付金（経済対策）	
2 小学校費補助金	22,424	1 美瑛小学校改修事業交付金	△65,000
		2 美瑛小学校改修事業交付金（経済対策）	87,424
1 社会福祉費負担金	6,900	1 障害者医療費負担金	1,400
		2 障害児施設措置費負担金	5,500
2 児童福祉費負担金	3,103	1 子どものための教育・保育給付費負担金	124
		2 施設型給付費等負担金	2,979

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
2		道補助金	1,021,244	141,636	1,162,880
	4	農林水産業費補助金	862,539	96,036	958,575
	7	災害復旧費補助金	0	45,600	45,600
17		寄 附 金	28,969	6,910	35,879
	1	寄 附 金	28,969	6,910	35,879
	1	寄 附 金	28,969	6,910	35,879
18		繰 入 金	379,868	△14,200	365,668
	1	繰 入 金	379,868	△14,200	365,668
	1	繰 入 金	379,868	△14,200	365,668
20		諸 収 入	215,128	51,593	266,721
	5	雑 入	104,173	51,593	155,766
	4	雑 入	104,170	51,593	155,763
21		町 債	1,841,700	284,000	2,125,700
	1	町 債	1,841,700	284,000	2,125,700
	2	民 生 債	218,700	6,300	225,000
	3	衛 生 債	20,500	8,200	28,700
	6	土 木 債	498,500	110,500	609,000
	7	教 育 債	305,200	99,000	404,200
	9	災害復旧債	269,100	60,000	329,100

(一般会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 農業費補助金	96,036	1 中山間地域等直接支払制度交付金 2 青年就農給付事業交付金 3 強い農業づくり交付金	336 △1,500 97,200
1 農業施設災害復旧費補助金	45,600	1 農業施設災害復旧費補助金	
1 寄 附 金	6,910	1 まちづくり寄附金	
1 繰 入 金	△14,200	1 公共施設等整備基金繰入金 2 丘のまちびえいまちづくり基金繰入金	△8,700 △5,500
2 雑 入	51,593	1 平成28年台風による義援金 2 北海道市町村備荒資金組合超過納付金	1,593 50,000
1 社会福祉債	6,300	1 社会福祉債 (1) 過疎対策（ソフト分）冬の生活支援事業債	
1 保健衛生債	8,200	1 保健衛生債 (1) 過疎対策（ソフト分）児童等福祉支援事業債	
1 道路橋梁債	41,100	1 道路橋梁債 (1) 補正予算 美沢17線道路整備事業債 (2) 補正予算 美園村山線道路整備事業債 (3) 補正予算 北瑛旭第6線道路整備事業債	41,100 (13,800) (9,500) (17,800)
2 都市計画債	69,400	1 都市計画債 (1) 補正予算 丸山通り線道路整備事業債	
2 小学校債	99,000	1 小学校債 (1) 過疎対策 美瑛小学校改修事業債 (2) 補正予算 美瑛小学校改修事業債	99,000 (△110,600) (209,600)
1 公共土木施設災害復旧債	60,000	1 公共土木施設災害復旧債	

## (歳出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
2	総務費	1,764,121	31,994	1,796,115	△11,000	42,994
1	総務管理費	1,720,597	31,994	1,752,591	△11,000	42,994
1	職員給与費	1,160,570	36,681	1,197,251		36,681
2	一般管理費	71,369	△667	70,702		△667
3	広聴広報費	6,108	1,299	7,407		1,299
6	情報管理費	73,351	△8,495	64,856	国庫支出金 △5,500 繰入金 △5,500	2,505

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	7,239	1 みんなで歩むまちづくり 36,681
3 職員手当等	31,442	(1) 職員給料 7,239
		特別職給料 (5,598)
		一般職給料 (1,641)
4 共 済 費	△2,000	(2) 職員手当 31,442
		職員手当等 (31,442)
		(3) 臨時事務員等社会保険料 △2,000
		臨時職員社会保険料 (△2,000)
1 報 酬	△640	1 みんなで歩むまちづくり △667
7 賃 金	△3,000	(1) 一般管理事業 △1,067
		嘱託職員報酬 (△640)
		臨時職員賃金(物) (△3,000)
10 交 際 費	400	消耗品費(物) (561)
		通信運搬費(物) (2,012)
11 需 用 費	561	(2) 交際費 400
		交際費 (400)
12 役 務 費	2,012	
11 需 用 費	1,299	1 みんなで歩むまちづくり 1,299
		(1) 広報発行事業 1,299
		印刷製本費(物) (1,299)
13 委 託 料	△8,860	1 みんなで歩むまちづくり △8,495
		(1) 情報管理事業 2,633
18 備品購入費	365	保守・管理委託(物) (2,268)
		事務用備品等購入費 (365)
		(2) 情報ネットワーク構築事業 △11,128
		業務委託(事) (△11,128)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	10	災害対策費	145,603	301	145,904		301
	12	諸 費	98,121	2,875	100,996		2,875
3		民生費	1,293,722	87,634	1,381,356	73,660	13,974
	1	社会福祉費	729,139	76,807	805,946	67,587	9,220
	1	社会福祉総務費	47,982	46,301	94,283	国庫支出金 39,660 地方債 6,300	341
	2	高齢者福祉費	235,641	927	236,568	国庫支出金 927	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
11 需用費	301	1 安全・安心なまちづくり (1) 十勝岳望岳台防災シェルター管理運営事業 光熱水費(物)	301 301 (301)
8 報償費	2,760	1 みんなで歩むまちづくり (1) まちづくり寄附管理事業 報償(物)	2,875 2,875 (2,760)
12 役務費	115	手数料(物)	(115)
4 共済費	153	1 とともに支え合うまちづくり (1) 冬の生活支援事業 印刷製本費(物)	46,301 6,641 (141)
7 賃金	936	扶助費	(6,500)
11 需用費	261	(2) 臨時福祉給付金支給事業(経済対策) 臨時職員社会保険料	39,660 (153)
12 役務費	475	臨時職員賃金(物)	(936)
13 委託料	476	消耗品費(物)	(35)
19 負担金補助 及び交付金	37,500	印刷製本費(物)	(85)
		通信運搬費(物)	(213)
		手数料(物)	(262)
		業務委託(物)	(476)
20 扶助費	6,500	交付金(補)	(37,500)
19 負担金補助 及び交付金	927	1 とともに支え合うまちづくり (1) 地域介護・福祉空間整備事業 交付金(補)	927 927 (927)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	3	障害者福祉費	405,410	28,700	434,110	国庫支出金 13,800 道支出金 6,900	8,000
	5	いきいきセンター費	772	148	920		148
	7	地域支援事業費	20,977	731	21,708		731
	2	児童福祉費	564,583	10,827	575,410	6,073	4,754
	1	児童福祉総務費	195,022	10,302	205,324	国庫支出金 2,722 道支出金 2,979	4,601
	2	保育所費	284,321	525	284,846	国庫支出金 248 道支出金 124	153
4		衛生費	1,019,553	10,840	1,030,393	8,200	2,640
	1	保健衛生費	768,320	10,840	779,160	8,200	2,640
	5	医療扶助費	69,081	10,840	79,921	地方債 8,200	2,640

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
20 扶 助 費	28,700	1 とともに支え合うまちづくり (1) 更生医療給付事業 扶助費 (2) 障害児施設措置費 扶助費 (3) 地域生活支援事業 扶助費	28,700 5,600 (5,600) 22,000 (22,000) 1,100 (1,100)
18 備品購入費	148	1 とともに支え合うまちづくり (1) いきいきセンター運営事業 備品購入費(物)	148 148 (148)
13 委 託 料	731	1 とともに支え合うまちづくり (1) 介護予防事業 業務委託(扶)	731 731 (731)
19 負担金補助 及び交付金	10,302	1 とともに支え合うまちづくり (1) 施設型給付費事業 負担金(補)	10,302 10,302 (10,302)
19 負担金補助 及び交付金	525	1 とともに支え合うまちづくり (1) どんぐり保育園管理運営事業 負担金(補)	525 525 (525)
12 役 務 費	159	1 とともに支え合うまちづくり (1) 医療費扶助事業 手数料(物)	10,840 10,840 (159)
20 扶 助 費	10,681	重度心身障害者医療給付事業扶助 ひとり親家庭等医療給付事業扶助 乳幼児等医療給付事業扶助	(1,419) (588) (8,674)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
6		農林水産業費	1,356,226	106,112	1,462,338	97,972	8,140
	1	農業費	882,594	105,073	987,667	97,629	7,444
		2	農業振興費	453,426	105,073	558,499	道支出金 96,036 諸収入 1,593
	2	耕地費	380,057	1,039	381,096	343	696
		3	基幹水利施設管理費	24,114	1,039	25,153	負担金 343
	7		商工費	456,302	4,000	460,302	1,500
1		商工費	354,069	4,000	358,069	1,500	2,500
		3	観光費	111,307	4,000	115,307	国庫支出金 1,500

(一般会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金補助 及び交付金	105,073	1 足腰の強い産業づくり (1) 中山間地域等直接支払制度交付事業 交付金 (事) (2) 青年就農給付事業 交付金 (補) (3) 強い農業づくり交付金事業 補助金 (事) (4) 農作物等被害災害給付金支給事業 補助金 (補)	105,073 449 (449) △1,500 (△1,500) 101,124 (101,124) 5,000 (5,000)
11 需 用 費	1,039	1 足腰の強い産業づくり (1) 基幹水利施設管理運営事業 修繕料 (事)	1,039 1,039 (1,039)
11 需 用 費	3,000	1 足腰の強い産業づくり (1) 写真文化創造事業 補助金 (事)	4,000 1,000 (1,000)
19 負担金補助 及び交付金	1,000	(2) 四季の情報館管理運営事業 修繕料 (維)	3,000 (3,000)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
8		土 木 費	1,859,229	234,810	2,094,039	225,705	9,105
	1	土木管理費	18,018	1,000	19,018	500	500
		1 土木総務費	18,018	1,000	19,018	国庫支出金 500	500
	2	道路橋梁費	941,930	108,000	1,049,930	105,750	2,250
		2 道路新設改良費	515,267	108,000	623,267	国庫支出金 64,650 地方債 41,100	2,250
	4	都市計画費	743,734	120,500	864,234	116,800	3,700
		1 街路事業費	384,000	120,500	504,500	国庫支出金 47,400 地方債 69,400	3,700
	5	住 宅 費	145,028	5,310	150,338	2,655	2,655
		2 住宅建設費	111,365	5,310	116,675	国庫支出金 2,655	2,655
	9		消 防 費	373,934	△14,644	359,290	△8,700
1		消 防 費	373,934	△14,644	359,290	△8,700	△5,944
		1 消 防 費	373,934	△14,644	359,290	繰入金 △8,700	△5,944

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金補助 及び交付金	1,000	1 安全・安心なまちづくり (1) 住環境整備費助成事業 補助金 (補)	1,000 1,000 (1,000)
15 工事請負費	108,000	1 安全・安心なまちづくり (1) 美沢17線道路改良舗装事業 (経済対策) 整備工事 (事) (2) 美園村山線道路改良舗装事業 (経済対策) 整備工事 (事) (3) 北球旭第6線道路改良舗装事業 (経済対策) 整備工事 (事)	108,000 38,000 (38,000) 22,000 (22,000) 48,000 (48,000)
15 工事請負費	106,900	1 安全・安心なまちづくり (1) 丸山通り線道路整備事業 (経済対策) 整備工事 (事)	120,500 120,500 (106,900)
22 補償補填及 び賠償金	13,600	補償金 (事)	(13,600)
13 委 託 料	5,310	1 安全・安心なまちづくり (1) 空き家対策事業 業務委託 (事)	5,310 5,310 (5,310)
19 負担金補助 及び交付金	△14,644	1 安全・安心なまちづくり (1) 大雪消防組合負担金	△14,644 △14,644

10	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	教育費	779,883	176,651	956,534	121,424	55,227
	2 小学校費	464,287	176,651	640,938	121,424	55,227
	1 学校管理費	429,193	176,651	605,844	国庫支出金 22,424 地方債 99,000	55,227
12	諸支出金	490,299	△7,597	482,702	6,910	△14,507
	1 普通財産取得費	29,497	6,910	36,407	6,910	
	8 丘のまちびえいまちづくり基金費	28,968	6,910	35,878	寄附金 6,910	
	2 公営企業費	460,802	△14,507	446,295		△14,507
	1 上水道事業補助金	60,802	△14,507	46,295		△14,507
13	災害復旧費	545,536	51,500	597,036	105,600	△54,100
	1 公共土木施設災害復旧費	524,236	0	524,236	60,000	△60,000
	1 現年発生災害復旧費	524,236	0	524,236	地方債 60,000	△60,000
	2 農林業施設災害復旧費	21,300	51,500	72,800	45,600	5,900
	1 農業施設災害復旧費	21,300	51,500	72,800	道支出金 45,600	5,900

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委 託 料	388	1 まちを動かす人づくり	176,651
		(1) 美瑛小学校改修事業	△181,425
15 工事請負費	176,263	建築・土木委託 (事)	(△5,876)
		改修工事 (事)	(△175,549)
		(2) 美瑛小学校改修事業 (経済対策)	358,076
		建築・土木委託 (事)	(6,264)
		改修工事 (事)	(351,812)
25 積 立 金	6,910	1 みんなで歩むまちづくり	6,910
		(1) 丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業	6,910
		積立金 (積)	(6,910)
19 負担金補助 及び交付金	△14,507	1 安全・安心なまちづくり	△14,507
		(1) 上水道事業補助事業	△14,507
		補助金 (補)	(△14,507)
15 工事請負費	51,500	1 安全・安心なまちづくり	51,500
		(1) 農業施設災害復旧事業	51,500
		工事請負費 (災害)	(51,500)

議案第12号

平成28年度 美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度美瑛町の水力発電事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,293千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,834千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月15日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		1	7,293	7,294
	1 繰入金	1	7,293	7,294
歳 入 合 計		35,541	7,293	42,834

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 発電施設費		21,111	7,293	28,404
	1 施設管理費	21,111	7,293	28,404
歳 出 合 計		35,541	7,293	42,834

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

		款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
2		繰入金	1	7,293	7,294
	1	繰入金	1	7,293	7,294
	1	基金繰入金	1	7,293	7,294

(水力発電事業特別会計)



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 基金繰入金	7,293	1 基金繰入金

(歳出)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		発電施設費	21,111	7,293	28,404	7,293	
	1	施設管理費	21,111	7,293	28,404	7,293	
		1	発電事業管理費	21,111	7,293	28,404	繰入金 7,293

(水力発電事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
11 需用費	7,293	1.足腰の強い産業づくり	7,293
		(1) 発電施設施設管理事業	7,293
		修繕料(維)	(7,293)

議案第13号

平成28年度 美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度美瑛町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,006千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ452,904千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月15日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	2,006	2,007
	1 繰越金	1	2,006	2,007
歳入合計		450,898	2,006	452,904

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		255,932	2,006	257,938
	1 下水道管理費	105,144	2,006	107,150
歳出合計		450,898	2,006	452,904

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

		款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
4		繰越金	1	2,006	2,007
	1	繰越金	1	2,006	2,007
		1 繰越金	1	2,006	2,007

(公共下水道事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	2,006	1 繰越金

(歳出)

1	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			下水道事業費	255,932	2,006	257,938		2,006
	1		下水道管理費	105,144	2,006	107,150		2,006
	2		終末処理場管理費	60,486	2,006	62,492		2,006

(公共下水道事業特別会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
11 需 用 費	2,006	1 安全・安心なまちづくり	2,006
		(1) 終末処理場管理事業費	2,006
		修繕料(維)	(2,006)

議案第14号

平成28年度 美瑛町水道事業会計補正予算（第5号）

第1条 平成28年度美瑛町水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成28年度美瑛町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		( 計 )
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水道事業収益	342,687 千円	493 千円	343,180 千円
第2項 営業外収益	112,098 千円	493 千円	112,591 千円
(科 目)	支 出		( 計 )
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水道事業費用	329,511 千円	6,210 千円	335,721 千円
第1項 営業費用	306,513 千円	6,210 千円	312,723 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額34,434千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額36,544千円」に、「過年度分損益勘定留保資金34,434千円」を「過年度分損益勘定留保資金36,544千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		( 計 )
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的収入	273,289 千円	145,200 千円	418,489 千円
第1項 国庫補助金	81,460 千円	105,300 千円	186,760 千円
第2項 一般会計補助金	37,388 千円	△15,000 千円	22,388 千円
第4項 企業債	117,690 千円	54,900 千円	172,590 千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款 資本的支出	307,723 千円	147,310 千円	455,033 千円
第1項 建設改良費	258,742 千円	147,310 千円	406,052 千円

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
本町地区導水管・白金地区送水管 本設工事	平成29年度	158,000 千円

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
水 道 事 業	117,690 千円	172,590 千円

第6条 予算第9条に定めた補助金の額「60,802千円」を「46,295千円」に改める。

平成28年12月15日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

平成28年度美瑛町水道事業会計補正予算説明

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説明	
1. 水道事業収益				342,687	493	343,180	地方公営企業法第17条の3	
	2. 営業外収益			112,098	493	112,591		
		4. 他会計補助金			23,414	493		23,907
			一般会計補助金		23,414	493		23,907

支出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説明	
1. 水道事業費用				329,511	6,210	335,721	(災害対策費) 仮設費用等	
	1. 営業費用			306,513	6,210	312,723		
		1. 原水及び浄水費			46,631	6,210		52,841
			修繕費		4,459	6,210		10,669

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 資本的収入				273,289	145,200	418,489	(災害対策費)	
	1. 国庫補助金			81,460	105,300	186,760	災害補助	
		1. 国庫補助金			81,460	105,300		186,760
			国庫補助金			81,460		105,300
	2. 一般会計補助金				37,388	△ 15,000	22,388	地方公営企業法第17条の3
		1. 一般会計補助金			37,388	△ 15,000	22,388	
			一般会計補助金			37,388	△ 15,000	
	4. 企業債				117,690	54,900	172,590	災害施設復旧費
1. 企業債				117,690	54,900	172,590		
		企業債			117,690	54,900	172,590	

- 59 -

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 資本的支出				307,723	147,310	455,033	(災害対策費)	
	1. 建設改良費			258,742	147,310	406,052	本町地区導水管、白金地区送水管工事費	
		1. 配水及び給水 設備工事費			256,273	147,310		403,583
			工事請負費			239,173		147,310

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額36,544千円は、過年度分損益勘定留保資金36,544千円で補てんするものとする。)

議案第15号

平成28年度 美瑛町立病院事業会計補正予算(第3号)

第1条 平成28年度美瑛町立病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成28年度美瑛町立病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	収 入		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 病院事業収益	1,285,188千円	808千円	1,285,996千円
第1項 医業収益	830,098千円	808千円	830,906千円
(科目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 病院事業費用	1,290,544千円	5,356千円	1,295,900千円
第1項 医業費用	1,259,503千円	5,356千円	1,264,859千円

平成28年12月15日 提出

美瑛町長 浜田 哲

平成28年度美瑛町立病院事業会計補正予算説明

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説明
1. 病院事業収益				1,285,188	808	1,285,996	療養病床患者用設備借上げによる加算額の増
	1. 医業収益			830,098	808	830,906	
		1. 入院収益		487,036	808	487,844	
			入院収益	487,036	808	487,844	

支出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説明
1. 病院事業費用				1,290,544	5,356	1,295,900	電力購入契約先変更に伴う電気料の支出増 療養病床の患者用設備借上げ及び医療廃棄物増に伴う処分費用の支出増
	1. 医業費用			1,259,503	5,356	1,264,859	
		3. 経費		260,560	5,356	265,916	
			光熱水費	29,600	3,208	32,808	
			賃借料	13,762	808	14,570	
			委託料	170,847	1,340	172,187	

議案第16号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年12月15日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

工事名	契約の方法	契約金額	契約先
町道朗根内上俵真 布線九線橋道路災 害復旧工事（旧橋 解体）	指名競争入札 による落札	円 58,212,000	美瑛町栄町4丁目4番13号 浜塚建設工業 株式会社 代表取締役社長 濱塚 努

（参考資料）

工事内容	工期	その他
構造物撤去工 仮設工 舗装工 橋梁補修工 各一式	自 本契約の翌日 至 平成29年3月30日	入札指名業者名 1. 株式会社 清水組 2. 株式会社 西森組 3. 浜塚建設工業 株式会社 4. フクハラ建運 株式会社 5. 丸善建設 株式会社  第1回目落札（落札率96.5%）



議案第17号

財産の処分について

下記のとおり財産を処分するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年12月15日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

財産の種類	採取箇所	売払限度数量	契約方法	売払単価	売払先
岩石	美瑛町字ルベシベ 8304番1の内	201,809 <sup>m<sup>3</sup></sup>	随意契約	1 <sup>m<sup>3</sup></sup> 当たり 84円	美瑛町字下宇莫別第5 美瑛川砂利碎石販売協業組合 代表理事 古村 祐一

(参考資料)

年次別	採取数量
第1年次(平成29年度)	40,918 <sup>m<sup>3</sup></sup>
第2年次(平成30年度)	38,437 <sup>m<sup>3</sup></sup>
第3年次(平成31年度)	40,704 <sup>m<sup>3</sup></sup>
第4年次(平成32年度)	40,551 <sup>m<sup>3</sup></sup>
第5年次(平成33年度)	41,199 <sup>m<sup>3</sup></sup>

## 農地災害復旧事業の施行について

農地災害復旧事業の施行について、土地改良法第96条の4第1項で準用する同法第88条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年12月15日 提出

美瑛町長 浜田 哲

議案番号	事業名	地区名及び地区番号	工事計画書
議案第18号	団体営農地災害復旧事業	置杵牛地区	別紙1
議案第19号	団体営農地災害復旧事業	旭地区	別紙2
議案第20号	団体営農地災害復旧事業	俵真布地区	別紙3

団体営災害復旧事業応急工事計画書 置杵牛地区

1	地域 の 所 在 ・ 地 積 及 び 災 害 前 後 の 状 況	<p>(1) 地域の住所 上川郡美瑛町字置杵牛</p> <p>(2) 地 積 (単位: ha)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">現況地目 市町村名</th> <th style="width: 15%;">田</th> <th style="width: 15%;">畑</th> <th style="width: 15%;">計</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美 瑛 町</td> <td>3.19</td> <td>3.75</td> <td>6.94</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.19</td> <td>3.75</td> <td>6.94</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 災害名及び被災年月日 8月台風9号災害 平成28年8月22日～23日</p> <p>(4) 災害前後の状況 農地の土砂堆積及び耕土・土砂流失の被害により来年の耕作に影響が生じている。</p>	現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考	美 瑛 町	3.19	3.75	6.94		計	3.19	3.75	6.94	
現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考													
美 瑛 町	3.19	3.75	6.94														
計	3.19	3.75	6.94														
2	一 般 工 事 計 画 書	<p>(1) 復旧工事計画の要旨 被災した農地の排土工、運搬盛土、整地工、畦畔築立工により復旧する。</p> <p>(2) 被災地域の営農状況の概要 本地域は畑作が主体であり、畑地帯として営農している。</p> <p>(3) 原施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目 施設名</th> <th style="width: 15%;">新設(更新) 年度・事業名</th> <th style="width: 15%;">構 造</th> <th style="width: 15%;">規 模</th> <th style="width: 10%;">機 能</th> <th style="width: 10%;">管 理 者</th> <th style="width: 10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="height: 100px;">(This table is currently empty and crossed out with a diagonal line.)</td> </tr> </tbody> </table>	項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考	(This table is currently empty and crossed out with a diagonal line.)							
項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考											
(This table is currently empty and crossed out with a diagonal line.)																	

3	工種名	事業量	構造	規模	機能	備考	
	畑	A=3.75ha	排土工 整地工 運搬盛土 運搬盛土	畑	A=3.07ha A=0.35ha L=42.0m A=14,267㎡		
	田	A=3.19ha	排土工 整地工 畦畔築立工 運搬盛土	田	A=2.35ha A=0.41ha L=839.1m A=4,446㎡		
4 工事の着手及び完了の予定時期				着手	平成29年 3月 1日		
				完了	平成30年 8月 1日		
5	工種名	事業費		負担区分			備考
		費目	金額	国	道	地元	
	畑	本工事	円 16,740,000	(負担率 50%)	(負担率 %)	(負担率 50%)	
	田	本工事	25,745,000				
計		円 42,485,000	円 21,242,500	円 0	円 21,242,500		
6	事業効果 農地の復旧を急速に行うことにより、営農計画への影響を最大限に止め、農業の経営と安定を図ることができる。						
7	地区別応急工事計画書		別紙のとおり				

1	地域の所在・地積及び災害前後の状況	<p>(1) 地域の住所 上川郡美瑛町字旭</p> <p>(2) 地 積 (単位：h a)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">現況地目 市町村名</th> <th style="width: 15%;">田</th> <th style="width: 15%;">畑</th> <th style="width: 15%;">計</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美 瑛 町</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.69</td> <td style="text-align: center;">0.69</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.69</td> <td style="text-align: center;">0.69</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 災害名及び被災年月日 8月台風9号災害 平成28年8月22日～23日</p> <p>(4) 災害前後の状況 農地の土砂堆積及び耕土・土砂流失の被害により来年の耕作に影響が生じている。</p>	現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考	美 瑛 町		0.69	0.69		計		0.69	0.69	
現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考													
美 瑛 町		0.69	0.69														
計		0.69	0.69														
2	一般工事計画書	<p>(1) 復旧工事計画の要旨 被災した農地の排土工、運搬盛土により復旧する。</p> <p>(2) 被災地域の営農状況の概要 本地域は畑作が主体であり、畑地帯として営農している。</p> <p>(3) 原施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目 施設名</th> <th style="width: 20%;">新設(更新) 年度・事業名</th> <th style="width: 15%;">構 造</th> <th style="width: 15%;">規 模</th> <th style="width: 10%;">機 能</th> <th style="width: 10%;">管 理 者</th> <th style="width: 15%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(This table is currently empty)</td> </tr> </tbody> </table>	項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考	(This table is currently empty)							
項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考											
(This table is currently empty)																	

3 主要 工事 計画	工種名	事業量	構造	規模	機能	備考	
	畑	A=0.69ha	排土工 運搬盛土	畑	A=0.58ha A=0.37ha		
4 工事の着手及び完了の予定時期				着手	平成29年 3月 1日		
				完了	平成30年 8月 1日		
5 事 業 費	工種名	事業費		負担区分			備考
		費目	金額	国	道	地元	
	畑	本工事	円 4,542,000	(負担率 50%)	(負担率 %)	(負担率 50%)	
	計		円 4,542,000	円 2,271,000	円 0	円 2,271,000	
6 事 業 効 果	農地の復旧を急速に行うことにより、営農計画への影響を最大限に止め、農業の経営と安定を図ることができる。						
7	現況図・計画図 その他関係図面		別紙のとおり				

1	地域の所在・地積及び災害前後の状況	<p>(1) 地域の住所 上川郡美瑛町字倭真布</p> <p>(2) 地 積 (単位: ha)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">現況地目 市町村名</th> <th style="width: 15%;">田</th> <th style="width: 15%;">畑</th> <th style="width: 15%;">計</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美 瑛 町</td> <td></td> <td style="text-align: center;">3.59</td> <td style="text-align: center;">3.59</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">3.59</td> <td style="text-align: center;">3.59</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 災害名及び被災年月日 8月台風9号災害 平成28年8月22日～23日</p> <p>(4) 災害前後の状況 農地の土砂堆積及び耕土・土砂流失の被害により来年の耕作に影響が生じている。</p>	現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考	美 瑛 町		3.59	3.59		計		3.59	3.59	
現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考													
美 瑛 町		3.59	3.59														
計		3.59	3.59														
2	一般工事計画書	<p>(1) 復旧工事計画の要旨 被災した農地の排土工、整地工により復旧する。</p> <p>(2) 被災地域の営農状況の概要 本地域は畑作が主体であり、畑地帯として営農している。</p> <p>(3) 原施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目 施設名</th> <th style="width: 15%;">新設(更新) 年度・事業名</th> <th style="width: 15%;">構 造</th> <th style="width: 15%;">規 模</th> <th style="width: 10%;">機 能</th> <th style="width: 10%;">管 理 者</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(この表は空欄です)</td> </tr> </tbody> </table>	項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考	(この表は空欄です)							
項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考											
(この表は空欄です)																	

3	工種名	事業量	構造	規模	機能	備考	
	畑	A=3.59ha	排土工 整地工	畑	A=0.79ha A=2.80ha		
4 工事の着手及び完了の予定時期				着手	平成29年	3月 1日	
				完了	平成30年	8月 1日	
5	工種名	事業費		負担区分			備考
		費目	金額	国	道	地元	
	畑	本工事	円 1,319,000	(負担率 50%)	(負担率 %)	(負担率 50%)	
計		円 1,319,000	円 659,500	円 0	円 659,500		
6	事業効果 農地の復旧を急速に行うことにより、営農計画への影響を最大限に止め、農業の経営と安定を図ることができる。						
7	現況図・計画図 その他関係図面		別紙のとおり				



諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成28年12月15日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

住 所	美瑛町栄町3丁目4番6号
氏 名	小野寺 次 男
生年月日	昭和26年11月27日生

## 意見書案第14号

### 現行の介護保険サービスの継続と介護従事者の処遇改善を求める 意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成28年12月16日

提出者	議員	佐藤	晴	観
賛成者	議員	沢	尻	健
賛成者	議員	角	和	浩幸

### 現行の介護保険サービスの継続と介護従事者の処遇改善を求める 意見書

社会保障審議会介護保険部会が7月20日に開催され、2018年度介護保険制度見直しの議論が本格的に開始されました。「軽度者（要支援・要介護1・2）に対する生活援助、福祉用具貸与及び住宅改修について、原則として自己負担とする制度見直し」「要介護2までの通所系サービス等（生活援助と福祉用具貸与と住宅改修以外のサービスすべて）を地域支援事業へ移行」「利用料2割負担への引き上げ」「2号被保険者の対象年齢の拡大」などの大幅な制度見直しが俎上にのってきた。

また、2015年4月に介護報酬を大幅に下げられ、給付を制限された結果、多くの介護事業所の経営は悪化し、昨年は過去最高の事業所倒産をまねきました。更なる報酬の引き下げやサービス抑制は介護人材不足に拍車をかけることが容易に予想されます。また、地域社会という視点からみると、地域で暮らせなくなった高齢者や介護労働者は施設や病院が集中する都市部に移動せざるを得なくなり、地域のいっそうの過疎化を招くことが予想されます。

よって、国においては、住みなれた地域で高齢者がくらし、介護従事者が働き続けられるような制度の見直しとなるよう、次の事項について要望する。

記

- 1 軽度者（要支援、要介護1・2）に対する生活援助、福祉用具貸与及び住宅改修について、原則自己負担とする制度見直しを行わず、従来通りサービスを継続すること。
- 2 要介護2までの通所系サービス等（生活援助と福祉用具貸与と住宅改修以外のサービス）を地域支援事業に移行せず、従来通りサービスを継続すること。
- 3 利用料2割負担への引き上げを行わないこと。
- 4 2号被保険者の介護保険料徴収対象年齢を拡大しないこと。
- 5 介護従事者の安定的人材確保のため処遇を大幅に改善すること。その際利用者の負担増をまねかないよう、国においては財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年12月16日

美瑛町議会議長 濱 田 洋 一

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
総務大臣 殿  
厚生労働大臣 殿  
社会保障・税一体改革担当大臣 殿

意見書案第15号

J R北海道への経営支援を求める意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成28年12月16日

提出者	議員	角	和	浩	幸
賛成者	議員	佐	藤	晴	観
賛成者	議員	杉	山	勝	雄

J R北海道への経営支援を求める意見書

11月18日、J R北海道は、現在の営業路線のおよそ半分となる10路線13線区を単独では維持が困難であると発表した。

この路線のいずれかが廃止となれば、その地域の過疎化が促進され、地域の経済や住民のくらしを破壊することになる。公共交通機関としての役割を放棄するものであるといわざるをえない。

J R北海道は発足当初から、国の経営安定化基金により経営を維持しており、積雪寒冷地という気象条件もかさなり、設備の維持管理には多額の費用が必要である。

よって国においては、地域住民の日常生活に重要な移動手段である鉄道を北海道において公共交通機関としての役割を発揮できるように、J R北海道の経営が自立できるよう財政支援等を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年12月16日

美瑛町議会議長 濱 田 洋 一

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
国土交通大臣 殿

## 意見書案第16号

### 大雨災害に関する意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成28年12月16日

提出者	議員	野村	祐司
賛成者	議員	大坪	正明
賛成者	議員	角和	浩幸

### 大雨災害に関する意見書

北海道では本年8月、台風7, 11, 9号が相次いで上陸し、さらに台風10号の影響による集中豪雨に伴う河川の氾濫などにより、住宅や農地への浸水被害及び道路・鉄道の決壊や土砂災害が発生したところである。また、定置網・養殖施設被害など水産被害も大きなものがある。

このように全道各地で甚大な被害が発生し、住民のくらしや経済活動に多大な影響が生じている。

こうしたことから、住民が一日も早く、安心してもとの生活を取り戻すことができるよう早急な災害対策と今後の防災対策が必要とされている。

ついては、この度の災害からの迅速な復旧と今後の防災対策に向け、下記の事項について特段の配慮を強く要望する。

### 記

- 1 自治体の応急対応や復旧復興に要する経費について特別交付税による財政支援や災害復旧事業債の資金確保など十分な地方財政措置を講ずること。
- 2 被災した道路・河川・鉄道等の公共土木施設、水道施設、農地・治山・林道・漁港等の農林水産業施設、社会福祉施設、医療機関、学校等文教施設及び文化財等の災害復旧に対して支援を行うこと。
- 3 復旧だけではない水害に強い河川の改修への財政措置を講ずること。  
一級河川のみならず、北海道管理河川においても浸水被害解消のため、抜本的な河川改修が可能となるよう特段の財政措置を講ずること。

- 4 住宅被害を受けた被災者が、もとの生活を取り戻すための必要な各種支援制度について、十分な財政措置を講ずるとともに、迅速かつ柔軟な運用を行うこと。
- 5 農林水産業への被害について、農林漁家の経営意欲を後退させないよう災害に強い農山漁村づくりへの措置を講ずること。
- 6 大量の流木等が農地の復旧や漁業の操業等の支障とならないよう流木等の災害廃棄物の迅速な回収や処理に必要な経費に対し、特段の財政措置を講ずること。
- 7 被災中小企業に対し資金繰り支援を行うこと。
- 8 異常気象等を起因とする災害発生状況を踏まえ、より強靱な道路・河川を初めとする公共施設の整備を推進するため、老朽化施設の補修・更新や施設の日ごろの維持管理に対して特段の財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年12月16日

美瑛町議会議長 濱 田 洋 一

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
総務大臣 殿  
文部科学大臣 殿  
厚生労働大臣 殿  
農林水産大臣 殿  
経済産業大臣 殿  
国土交通大臣 殿  
環境大臣 殿  
内閣官房長官 殿  
内閣府特命担当大臣（防災担当） 殿

意見書案第17号

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成28年12月16日

提出者 議員 杉山 勝雄  
賛成者 議員 福原 輝美子  
賛成者 議員 穂積 力

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年12月16日

美瑛町議会議長 濱田 洋一

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
内閣官房長官 殿  
財務大臣 殿  
総務大臣 殿  
厚生労働大臣 殿

平成28年12月16日

美瑛町議会議長 濱 田 洋 一 様

総務文教常任委員会委員長 角 和 浩 幸

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 調査事項  | (1) 総務課の所管に関する事。<br>(2) 政策調整課の所管に関する事。<br>(3) 税務課の所管に関する事。<br>(4) 住民生活課の所管に関する事。<br>(5) 保健福祉課の所管に関する事。<br>(6) 教育委員会の所管に関する事。<br>(7) 選挙管理委員会の所管に関する事。<br>(8) 監査委員の所管に関する事。<br>(9) 病院事業に関する事。<br>(10) 総務文教に関する事。<br>(11) 他の常任委員会に属さない事務 |
| 2 調査目的  | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。  |
| 3 調査方法  | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣   |
| 4 調査期間  | 平成28年12月定例議会から次期定例議会まで  |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外  |



平成28年12月16日

美瑛町議会議長 濱田 洋一 様

産業経済常任委員会委員長 佐藤 晴 観

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1 調査事項  | (1) 経済文化振興課の所管に関する事。<br>(2) 農林課の所管に関する事。<br>(3) 建設水道課の所管に関する事。<br>(4) 農業委員会の所管に関する事。<br>(5) 産業経済に関する事。 |
| 2 調査目的  | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。   |
| 3 調査方法  | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣  |
| 4 調査期間  | 平成28年12月定例議会から次期定例議会まで   |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外   |

平成28年12月16日

美瑛町議会議長 濱 田 洋 一 様

議会運営委員会委員長 福 原 輝美子

### 所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第3項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条第2項の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

### 記

- 1 調査事項 (1) 議会の運営等に関する事項  
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等  
(3) 議長の諮問に関する事項  
(4) 専決処分の委任に関する事項
- 2 調査目的 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。
- 3 調査方法 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣
- 4 調査期間 平成28年12月定例議会から次期定例議会まで
- 5 委員派遣先 町内・道内・道外